

## 10月1日から

### 東京都暴力団排除条例が施行されています

当該条例は本年3月18日に公布されたものです。

今までの「暴力団を恐れない、金を出さない、利用しない」のいわゆる「3ない理念」に加え、「暴力団と交際しない」が加わっています。視聴率王としてテレビ界を席卷した某大物司会者さんが、暴力団との親密交際が発覚し引退をせざるを得なくなった事件は記憶に新しいところです。たった1度トラブルの解決を依頼してしまっただけに、その後の縁を断ち切ることができなくなったのでしょうか。

私も行政書士である前に個人事業主として、東京都公安委員会による不当要求防止責任者講習を2年前の開業早々に受けました。来年は3年に1度の更新講習を受け、さらなる認識を深めなければなりません。

当該条例は都民及び事業者の責務が明記されています。特に事業者（私も含めて）の契約時における努力規定として、下記が盛り込まれました。

- ①暴力団等でないことを確認する
- ②暴力団排除の特約を契約書で定める

①については具体的には、反社会的勢力ではないことに関する表明書なり確約書なりを一筆もらうこととなります。②については、契約者のいずれかが現在・将来にわたって暴力団員であることが判明したら、何らの催告を要せず、当該契約を解除できるし、これにより損害が生じた場合は賠償責任を負う、という内容で契約書を作成しておくこととなります。

これらはとても大切なことだと痛感します。暴力団の方では生き残りを賭けるために、フロント企業を通じるなど様々な手口で迫ってきます。

去る10月23日、川口市立芝富士公民館にて人権問題について講義しました。その際、テーマの1つとして不当要求の一種である「えせ同和行為」も深刻な社会問題となっていることを説明しました（関連記事／ページ3）。

同和問題とは、江戸時代の身分制度から端を発するいわれのない差別に基づき、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり等、日常生活の上でいろいろな差別を受けることを指します。「同和問題はこわい問題である、できれば避けたい」という人々の誤った意識に乗じて、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を「えせ同和行為」といいます。人間の叡智によって解決しなければならない同和問題を逆手にとった卑劣極まり行為と言えましょう。これの撃退方法などを伝授しました。

この度、東京都行政書士会から「クライアントへの情報提供に努めてもらいたい」と要請を受けたのでご紹介しました。

## 相続講義特集（8）自筆証書遺言

（前号よりつづき、平成22年10月3日川口市立芝富士公民館の相続講義の再現）

遺言とはお金持ちや資産家だけのものではありません。残された愛する家族が仲良く暮らせるようにするために書く「大切なラブレター」なのです。

自筆証書遺言の長所ですが、1人でもいつでも作成でき、秘密にできます。方法は簡単で、費用も全くかかりません。

短所として、詐欺・強迫・紛失・隠匿の危険性があります。本人の意思でないのに無理矢理書かされる、またせっかく書いても後日発見できない、あるいは相続人にとって不利な内容であれば遺言を隠されてしまうという意味です。さらに方式が不備だと無効になってしまいます。それからこれが最大の短所ですが、家庭裁判所で検認申請をする必要がございます。「検認」とは、その遺言が有効であるか、家庭裁判所でチェックしてもらう、と以前申し上げました。これが最も面倒であり、相続人全員の戸籍謄本等を集めるなど大変な手間暇がかかるのです。また民法上の遺言能力は15歳以上とされており、すなわち15歳未満の人が遺言を書いたとしても無効になってしまいます。

自筆証書遺言の作成ポイントに移ります。全文・日付・氏名、すべて自書しましょう！ 全文自書でありパソコンはだめです。目の不自由な方が点字機で作成するのもだめです（公正証書遺言を活用しましょう）。カセットテープ、ビデオテープで遺言内容を録音・録画するのもだめです。代わりに、トイレットペーパーやノートの切れっ端に書いたのも、判例上有効とされました。

日付自書については、年月日まで完全に書くのが有効となります。すなわち「平成22年10月吉日」だと無効です。「還暦の日」「銀婚式の日」というのは判例上有効とされています。その人にとって、一生に一度しかない日ですから有効とされました。ご商売をやっている方は、よく年月日のゴム印をお使いですが、これはだめです。2通遺言があれば年月日が新しいものが有効です。

氏名も自書しなければなりません。芸名・雅号・ペンネームもOKとされています。私、三島由紀夫さんの小説が大好きです。三島さんの本名は平岡公威さんといいますが、この人が遺言に「三島由紀夫」と書いたとしたら有効となります。他に特定できる人物がいないからです。日本舞踊をやっている人が練達すると、名取というその人オリジナルの芸名を与えられますが、これもOKです。

それから押印を必ずします。何も実印でなくても三文判でもOKですよ。一応、判例上、拇印も有効とされましたが、遺体の指紋照合など大変な手間ですから避けた方がよいでしょうね。

最後に自筆証書遺言の保管ポイントを説明します。「遺言を作ったからね！」と家族に宣言しましょう。先ほど、短所の1つに挙げた紛失の危険性を避けられます。また火気厳禁です。よく遺言を仏壇・神棚にしまっておく、というケースはありますが、火の気で燃えてしまったという笑えない話が現実にあります。そういった個人管理の限界から、銀行の貸金庫や遺言信託を利用する、行政書士など専門家に預けるという方法もあります。（次号につづく）

# 市民も士業もどちらも考えるべき問題だ

## ～人権問題講座レポート

去る10月23日、川口市立芝富士公民館にて人権問題講座の講義をしました。

テーマの1つとして「士業に求められる倫理」とし、行政書士をはじめ8士業には職権請求書による第三者の戸籍謄本・住民票の取得が認められていること。これは本来、相続案件などあくまで職務上において許される特権でありながら、一部の愚かな行政書士による不正取得事件が後を絶たないこと。そのために東京都行政書士会でも昨夏より倫理研修を実施し、これをクリアしないことには請求書用紙の購入すらできないように制度改革されたこと、などを説明致しました。

川口市のすべての公民館では年1度の人権問題講座の開催が義務づけられています。私は講師の依頼を受けた際、大上段から受講生の皆さんに人権擁護を訴えるのみではなく、我々行政書士も率先垂範していることを示すべきではないか、と考えました。しかしこれは士業の恥部を曝すことであり、ある意味危険なことであったかもしれません。何故ならば違反事件が多発すれば、私たちの大切に正しい特権が剥奪されるかもしれませんし、国民からの信託などは消えてしまうからです。

あえてこれを説明したのには、私たち士業が「まず隗より始めよ」の精神を持って、講義のテーマにも迫真性を持たせられるのではと思ったからです。

話を元に戻すと、戸籍類の違法取得事件とは、興信所や探偵業者による身元調査や、同和地区出身であるかを確認するための差別調査の温床となったり、昨年12月に出た家系図裁判の最高裁判例など枚挙に暇がありません。

もっともそうした違反行政書士に対抗するための、市民側の防衛手段もいくつかございます。下記は講座においてご紹介しました。

例えば大阪府では昭和60年3月に、部落差別調査規制条例が施行されています（全国初）。府民自身はその種の調査を頼まないことはもちろん、一方で興信所・探偵業者は差別調査をすることなく自主規制することを提唱しており、罰則規定も設けられています。本年10月には条例改正され、土地差別規制も新設されました。

多くの自治体で実施されているのが「本人通知制度」です。あくまで希望制ですが、市町村が、住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人に交付したことをお知らせする制度のことですね。私の“第二の故郷”である川口市では平成22年6月より実施されていますし、埼玉県下の全64市町村で導入済みです。残念ながら東京都では8特別区のみ導入で、北区ではまだのようです。ぜひ北区でも、さらには未導入の全国市町村でも早期の導入を望みます。

この制度は差別・人権制度を含む様々な犯罪防止や抑止力となりうるでしょう。

行政書士会では先の倫理研修のほかにも、職務上請求書の使用法の研修やコンプライアンス研修等も実施しています。私はいつも願って止まないのです。行政書士の社会的認知度や利用度を本当に高めたいのなら、こうした内部研修を一般市民に堂々と公開してもよいのではないかと。

# 危機管理の不動産法務を考える

3月に発生した大震災以来、不動産を所有・賃貸借している方はさまざまケースでお悩みかもしれません。例えば・・・

Q：地震のため、当社が一括借り上げしていたビル外壁が崩れ、通行人が怪我をいたしました。通行人に治療費などを賠償しなければなりませんか？

A：民法717条では「工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う」とあります。あなたの会社はあくまでビル賃借人であり、外壁部分については717条の占有者に該当しませんから責任を負いません。つまりビルオーナーが外壁の占有者として責任を負います。ただし外壁にあなたの会社が広告の看板を設置していたとしたら、それは工作物に当たりますので当該看板を占有していたことになり、地震で看板が落下し通行人が怪我をしたら、占有者として損害賠償責任を負います。

Q：震災の影響で当社への注文が激減しました。やむを得ず当社の従業員を整理解雇したいのですが、整理解雇後も従業員は社宅から退去してくれません（整理解雇は承知しています）。強制退去してもらえますでしょうか？

A：通常の場合、社宅に居住している従業員とは雇用契約のほかに住宅賃貸借契約が存在し、借地借家法30条では「家主は遅くとも6カ月前までに、借主に対し解約又は更新拒絶の通知をしなければならず、かつ正当理由がなければならない」としています。正当理由とは立退き料を支払った等を指し、「今日・明日で出て行け！」とは言えないわけです。さて世間的事情としていわゆる社宅は、通常の家賃相場よりずっと廉価であることが多いですね。過去の判例では、普通の家賃より数分の一以下である場合は30条を適用せず、世間並の家賃総額を支払っていれば適用するとしています。これは当然の論理的帰結といえましょう。強制退去については、事前に雇用契約書その他社内規定にて「従業員としての地位を喪失したら社宅の使用権限も喪失し、2週間以内に退去しなければならない」などと定めておけば可能と考えられます。この度の震災を機に、社長さまたちはチェックしてみてはいかがでしょうか？

平成23年11月15日発行（不定期発行）第24号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

相続・遺言、建設・宅建、会社設立、内容証明、各種許認可

〒115-0045 東京都北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室

JR赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩6分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

行政書士 富田

検索